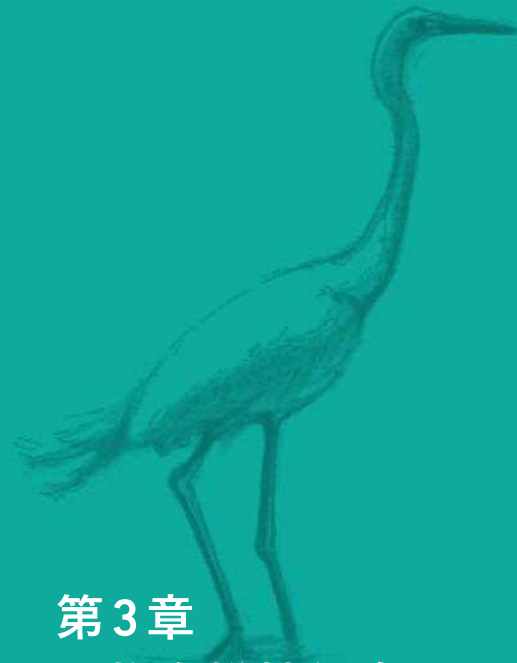


3



第3章 生物多様性保全 アクションプランがめざすもの

1. めざすべき将来像
2. 基本方針
3. 取り組み内容

1. めざすべき将来像

平塚市は、丹沢山地と大磯丘陵の台地から斜面、相模川下流の低地、海へと続く地形となっており、里山の良好な樹林や畑地、水田、市街地の公園などに多様な生きものたちが生息・生育し、人と野生生物との適切な距離を維持してきました。

しかし、近年、このような地域で自然に対する人の働きかけの縮小により、外来種の侵入や里山の管理放棄等による生物多様性の低下も見られます。

平塚市環境基本計画では、めざすべき環境像として「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」を掲げており、これを受け、生物多様性保全の視点から、人と多様な生きものがかかわりあって、良好な関係を築き、豊かな自然環境を未来へ受け継いでいくため、めざすべき姿を次のとおりとします。

生きものの命をつないでいくまち ひらつか

自然豊かで暮らしやすいまちにするためには、そこに住む人々が日常生活の中で、生物多様性への配慮を忘れないことが大切です。そして、さまざまな生きものの生息環境やそこから得られる恵みを将来へつなげていけるように、その想いを込めました。



西部丘陵の里山環境



吉沢地区の樹林環境

2. 基本方針

めざすべき将来像の実現に向けて、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。本プランに位置づけられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めることとします。



column
06

生物多様性とSDGs

今、世界各地で貧困、紛争、感染症が拡大し、気候変動も顕著となり、人類はこれまでになかったような数多くの課題に直面しています。このままでは、人類が安心してこの世界で暮らし続けることができなくなると心配されています。

そんな危機感から、世界中のさまざまな立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2015年9月の国連サミットで、2030年までに達成すべき具体的な目標が採択されました。それが「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」です。

目標は17のゴールと169のターゲットが設定され、「目標14 海の豊かさを守ろう」や「目標15 陸の豊かさを守ろう」といった生物多様性と関わりの深い目標もあります。



取り組みは、以下の3つの基本方針に沿って実施します。

基本方針1・基本方針2は「環境づくり」に、基本方針3は「ひと・仕組みづくり」に重点を置きました。

基本方針1：豊かな自然環境の保全

地域ごとの自然環境の特性をいかながら生物多様性に配慮した保全等を推進し、次世代につなぎます。また、河川や海岸等の水辺空間の保全を進めることで、そこを利用する多様な生きものを育む環境を整え、市街地では公園、緑地の整備等における生物多様性に配慮した緑化の取り組みや家庭など身近で取り組める生物多様性に関する取り組みを充実させます。

国や県、近隣市などとの連携に取り組み、広域的な緑と水のネットワークづくりを進めます。



基本方針2：生物多様性に配慮した生態系管理の推進

里山や河川、海岸などの自然環境の特徴を踏まえ、生物多様性に配慮した管理を行います。

野生生物の適正な管理、外来種対策など、人と生きものが共生していくための取り組みを推進します。



基本方針3：自然とのふれあいの機会の拡充

生物多様性への市民の理解や興味・関心を高めるために、生物多様性に関する情報を収集・発信します。

市民協働のモニタリング調査を行ない、市内の生きものの生育・生息状況を把握・公表します。

将来にわたって自然からの恵みを享受することができるよう、自然とのふれあいの場の創出や自然環境学習の充実を図り、次世代を担う子どもたちの育成や保全活動を担う人づくりを市民団体や事業者等と協力や協働による取り組みを進めます。



この3つの基本方針に沿った取り組みを、次のページから紹介します。

取り組みは相互に関わりあっているため、目的等が重複する場合があります。

生きものの命をつないでいくまち ひらつか

将来像に近づくために

基本方針1：豊かな自然環境の保全

- 取り組み
1. ひらつかの自然 重要10地区の保全 ★
 2. 生態系ネットワークの形成・推進



基本方針2：生物多様性に配慮した生態系管理の推進

- 取り組み
3. 自然環境アドバイザー制度の創設 ★
 4. 外来種・有害鳥獣対策の推進
 5. 生物多様性に配慮した管理の推進



基本方針3：自然とのふれあいの機会の拡充

- 取り組み
6. 普及啓発と活動拠点の整備の推進 ★
 7. 自然環境調査の定期的な実施と人材育成 ★
 8. 生物多様性の情報収集・発信と活動の推進
 9. 環境学習機会の拡充



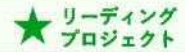
リーディングプロジェクト

★印のついた取り組みは、本プラン全体の先頭に立つ、誘導的なプロジェクトです。目標を設定しています。

3. 取り組み内容

生物多様性を保全する取り組みは、市民・事業者・行政の3者が実施主体となり、それぞれの役割を担う必要があります。各取り組みには、実施主体ごとの取るべき行動＝アクションを示しました。

取り組み 1 ひらつかの自然 重要10地区の保全



市内に残る自然環境の中でも、自然環境調査を実施した、里地里山の環境が残されている6地区、市内の主要な河川の3地区、特徴的な環境タイプが見られる海岸地区の計10地区は、特に生きものの生育・生息環境としても重要であることから、地域ごとの自然環境の特性をいかしながら生物多様性に配慮した行動を推進します。

市民生活のために市が実施する事業においても、生物多様性への配慮に取り組みます。さらに、民間の開発行為などに対して、生物多様性に配慮した事業を行うよう助言を行います。

市民



- ・市や事業者が実施する、環境保全活動や自然とのふれあいイベントに参加します。
- ・保全すべき自然環境について、市などが提供する情報にふれ理解を深めます。

事業者



- ・ひらつかの自然 重要10地区における開発などでは、市や市民と連携し、生物多様性に配慮します。
- ・開発や工事の際には、希少種をはじめとした、そこに生息・生育する生きものや環境に大きな影響を及ぼさないよう配慮します。
- ・環境保全団体などの支援や、市が実施する事業などとの協力・連携に努めます。
- ・開発事業などの実施に際しては、緑地空間の整備に配慮します。
- ・生物多様性に関する配慮指針や緑化に関するガイドラインを活用して、生物多様性への配慮や持続可能な利用に努めます。

平塚市



- ・ひらつかの自然 重要10地点の生物多様性の現状について、市民や事業者に周知します。
- ・市民や事業者と連携し、希少種や指標種の生育・生息環境などの重要な環境に配慮します。
- ・土地利用の変化を起こす工事において、自主的な生物多様性への配慮を促すための指針を整備します。

★ 平塚市の目標設定

| 取り組み内容 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平塚市生物多様性に関する配慮指針を整備・運用 | 整備 | 運用 | | 継続 | |

取り組み 2 生態系ネットワークの形成・推進

生きものが一つの環境で孤立しないためには、生息地域と外部と、その周辺にある他の環境からの影響を軽減するための緩衝地域、生きものが移動して交流し、種や遺伝的な多様性を増すため、これらの生息地をつなげる回廊が適切に配置されている必要があります。そのため、市内における水と緑のネットワーク化を進めます。また、広域的な生物多様性保全のため、国、県、関係市町との連携を進めます。

市民



- ・生物多様性への配慮を意識しながら、身近な緑を大切にし、清掃・草刈などの活動に積極的に参加します。
- ・自宅の庭に樹木を植えたり、草地などにして緑化に努めます。
- ・まちなかの緑化活動に参加し、生態系ネットワークを強化します。

事業者



- ・事業所における生物多様性に配慮した緑化を推進し、生態系ネットワークを強化します。
- ・生物多様性に関する配慮指針や緑化に関するガイドラインを活用して、生物多様性の保全や持続可能な利用に努めます。

平塚市



- ・公園・緑地のまとまった緑や街路樹・植栽帯の整備等の水と緑のネットワーク化を進め、動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
- ・市民、企業の緑化活動においては、生物多様性に配慮した緑化を推奨し、情報を提供します。

column 07

生態系ネットワークの大切さ

生態系ネットワークとは、生きものが生息・生育するさまざまな自然環境(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等)がつながっている事です。

野生生物の多くは、一つのタイプの自然環境で一生を完結しているわけではなく、採食・休息・繁殖では、複数の異なるタイプの自然を利用しています。

ある生物の集団が孤立するとその個体群が消滅してしまう危険性が高くなるので、遺伝的交流のある複数の個体群が存在することが重要です。

平塚市でも、市街地に生きもののすみかとなる場所が点在しています。その場所の緑を残していくとともに、周辺に移動可能な緑地を確保することが重要です。



市街地の中の重要な緑地である
総合公園

取り組み 3 自然環境アドバイザー制度の創設

★リーディングプロジェクト

自然環境の保全を推進するためには、専門的な知見や豊かな経験に基づく助言が不可欠です。ひらつか生物多様性推進協議会のメンバーや動植物に詳しい専門家などに自然環境アドバイザー制度への協力を依頼し、開発事業や生態系管理などについて、助言を得ることで生物多様性に配慮した開発や保全管理等を推進します。

市民

- ・市の取組活動に興味関心を持ち、参加します。

事業者

- ・人材交流や情報提供など、市の取組活動に協力します。
- ・開発事業の際に、自然環境アドバイザー派遣制度を利用して、生物多様性保全に努めます。

平塚市

- ・自然環境アドバイザー制度を創設・運用します。
- ・事業者に派遣制度や平塚市生物多様性に関する配慮指針をPRします。
- ・事業者や市が行う開発事業や保全活動にアドバイザーを派遣し、生物多様性保全の観点から助言を行います。また、市ウェブサイト等で、活動状況をお知らせします。

★平塚市の目標設定

| 取り組み内容 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|----------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 「自然環境アドバイザー」制度の創設・運用 | 制度創設 ・運用 | 継続 | | | |

column
08

ミティゲーションと生物多様性の保全

「ミティゲーション」とは、開発による自然環境に対する影響を軽減するための保全行為のこと。「回避」「最小化」「修正」「軽減」「代償」の五つの段階があります。

開発を中止したり、場所を変えたりして悪影響を避ける「回避」が最善ですが、開発面積を縮小するなどして悪影響をできる限り少なくする「最小化」など、影響の少ない方法を検討する必要があります。

しかし、その場所に希少な生きものがあるのか、どうすれば影響を回避、緩和できるのかは専門知識がないと判断が難しいものです。そのようなときは、「自然環境アドバイザー」制度を活用してください。



環境調査等を実施し、アドバイスします

取り組み 4 外来種・有害鳥獣対策の推進

SNS などにより市民に外来種についての正確な情報を提供し、見分け方や駆除の方法等を周知することで、身近な外来種への対策を推進します。生態系や人の健康、農業に被害を及ぼす外来生物の拡大と新たな定着を阻止するなどの防除を検討します。

また、有害鳥獣捕獲許可制度等の適切な運用を行うとともに、わなの貸し出しなど有害鳥獣対策の従事者への支援を行います。ペットが野生化し環境を乱すことを防止するため、飼い主に対して動物の適正管理についての普及啓発を行います。

市民



- ・河川敷、道路脇など自宅の敷地外にむやみな植栽をしません。
- ・他の場所から採ってきた動植物を野外に捨てません。
- ・外来種に関する情報を積極的に収集します。
- ・自分で取り組める外来種防除に協力します。
- ・外来種を対象とした駆除イベント等に参加します。
- ・ペットの脱走防止など、飼育管理を適切に行います。

事業者



- ・外来種防除の活動に協力します。
- ・外来種に関する情報を積極的に収集します。
- ・環境保全活動を行う団体などの支援や市が実施する事業などとの協力・連携に努めます。
- ・外来種を産業利用する際には、野外に逃げ出さないように注意し、また原材料などの輸送時に非意図的に外来種を運ぶことのないように注意します。

平塚市



- ・小中学校や高校、研究者、地域と協力して外来種の情報を収集し、優先すべき防除対象を明確化します。
- ・外来種による生態系などへの被害を防止するため、市民・事業者向けに、特定外来生物や環境省の「生態系被害防止外来種リスト」記載の外来種の情報や、外来種被害予防三原則などをわかりやすく情報発信し、普及啓発を推進するとともに通報時などには駆除などの適切な対応方法を周知します。
- ・外来種駆除に関するイベントの実施を検討します。
- ・外来種については、近隣自治体との情報共有や連携した対策を講じます。
- ・アライグマ、ハクビシンなど外来種の捕獲を支援します。
- ・有害鳥獣捕獲制度等を適切に運用します。
- ・市民や動植物取扱業者に向けて適切な飼育管理や、本来その地域に生息・生育していない動植物を植えたり放したりしないようにする広報、教育啓発活動などを行います。

「外来種」とは？

外来種という言葉を知ったとき、多くの方は「外国から持ち込まれた生きもの」を思い浮かべるのではないのでしょうか。外来種とは、「もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生きもの」を指します。つまり、国外から持ち込まれたものだけではなく、例えば本州だけにいるものが北海道に持ち込まれる場合にも外来種となります。

国内の旅先で見つけた植物や昆虫を自宅の庭に植えたり、放したりすることも、外来種の持ち込みになってしまいます。生きものを他の場所へ移動することのないようにしましょう。

※渡り鳥や、海流などで運ばれる魚や植物など、自然の力で移動する生きものは外来種には当たりません。

自然環境調査でも、調査対象の種とは別に、外来種が見つかっています。外来種の代表格として多くの人が思い浮かべるアメリカザリガニの他にも、グッピーが確認されました。観賞用として輸入されたものが、人の手により野外に放されたのです。現在は、その他の総合対策外来種に指定されています。

この様に、本来その場所にはいなかった生きものが持ち込まれると、在来種の生息・生育場所が奪われてしまいかねません。飼育・栽培している生きものは、絶対に野外へ放さないでください。



国外由来・国内由来、どちらも外来種です

環境省ウェブサイトより

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/invasive.html#sec1>



グッピー(原産地：南アメリカ)



アメリカザリガニ(原産地：北アメリカ)

取り組み 5 生物多様性に配慮した管理の推進

市の管理地や里山の樹林や草地などにおいて、希少な生きものへの配慮などの生物多様性に配慮した管理を推進します。

また里山の伐採材、間伐材の有効利用などを検討します。

市民



・地域の緑地や草地を保全するイベントなどに積極的に参加します。

事業者



・樹林やその周辺の草刈や林縁部での枝打ちなどの草地を保全する活動に積極的に参加します。
・事業所敷地内などでの、希少植物等に配慮した管理を検討します。

平塚市



・市民団体などと連携しながら、市内の里山の保全活動を推進します。
・市の管理する公園などにおいて、希少植物等に配慮した管理を検討します。

column 10

希少植物の保護のため看板を設置

市内外から多くの人を訪れる、湘南平を含む高麗山（こまやま）公園。平塚市街を一望できるこの場所には、さまざまな生きものが生息・生育しており、自然環境調査の対象エリアにもなっています。

ひらつか生物多様性推進協議会メンバーから、湘南地域では、湘南平が唯一の確実な自生地であり、神奈川県東部でも三浦半島の一部で見られる程度で、とても珍しい植物「ヒキオコシ」が自生していることが報告されました。草刈り等の際に失われてしまわないように、公園管理部門の協力で、誤って刈り取られないように、「保全している植物」であることを明示する看板を設置しました。その他にも、全部で3カ所、それぞれ保護すべき植物の看板を設置しています。目にした方は、採取はせず、自然の状態を楽しんでください。



ヒキオコシの自生地に設置した看板



看板の内容

かしらなし
里山保全モデル地区「頭無」

土屋霊園の北東側に位置する、土屋頭無地区は、ボランティアと市が協働で里山保全活動を進める、モデル地区となっています。

きっかけは、平成16年度から17年度にかけて実施した、自然環境調査でした。この調査により、市内西部丘陵地域の座禅川上流地域は、里山らしさがよく残された地域であることがわかりました。

特に、土屋頭無地区の山林は、国蝶であるオオムラサキが継続的に繁殖し、貴重な生息地として市民団体により、観察が続けられてきました。ところが近年では、クヌギ、コナラなどが伐採されたことにより、その姿が見られなくなりました。また伐採された山林はその後手つかずとなり、里山自体が荒廃していきました。

このような経緯から平成18年度より、この市西部丘陵地域を自然環境復元モデル地区の体験場所と位置づけ、荒廃した山林を市民と協働により保全・再生及び活用することによって、地域の活性化と里地里山が持つ多面的な機能を次の世代に引き継ぐとともに、生物多様性を確保し、将来オオムラサキが再び舞う地域となるよう取り組みを始めました。

現在は、年6～7回ほど、里山保全ボランティアと一緒に活動しています。活動当初から20年近く携わる知識豊富なメンバーもあり、作業の内容は、下草刈りや間伐、オオムラサキの越冬幼虫の調査等、季節毎にさまざまです。新規メンバーも随時募集しています。興味のある方は、環境保全課にお問い合わせください。



良好な樹林環境には散策道が整備されています



クヌギやコナラなど、保存すべき樹木にはネームプレートを取り付けています



(左上) 散策路の落ち葉かきの様子
(右上) 集めた落ち葉は、「カントリーヘッジ」と呼ばれる伐採した枝で作った柵の内側にためて、コウチュウの幼虫などの寝床にします

取り組み 6 普及啓発と活動拠点の整備の推進



ひらつかの自然 重要10地区付近の公民館などに、自然環境調査の結果や散策路(ハイキング)マップ、生物多様性の関連書籍などを配置し、保全活動団体や環境教育等の拠点として利用できるよう取り組みます。

市民

- ・公民館などに置かれた情報を確認し、里山や散策路等に出かけて、本市の自然に対する理解を深めます。

事業者

- ・市の情報発信や普及啓発に協力します。

平塚市

- ・ひらつかの自然 重要10地区周辺の公民館等に自然環境調査の結果や活動団体情報、バードウォッチングやフィールドワーク関連の書籍等の自然に関する情報の掲示や書籍の配置などし、生物多様性に関する取組に興味を持つ市民や団体が気軽に情報を入手できるようにします。
- ・ひらつかの自然 重要10地点周辺の公園や散策路等を活用し自然と親しみ、自然を学び、憩える場としての利用の推進を図ります。
- ・散策路マップなどの生物多様性を活用した観光の取り組みを進めます。
- ・市民への生物多様性情報の周知を図るために、関連部署と連携した広報活動を進めます。

★ 平塚市の目標設定

| 取り組み内容 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------------|------------|--------------|---|-------|-------|
| 普及啓発・活動拠点の配置 | 公民館等に情報を配置 | 拠点増設や更新情報の充実 |  | | |

取り組み 7 自然環境調査の定期的な実施と人材育成



自然環境調査を定期的を実施することにより、本市の生物多様性の状況を把握し、保全や管理に役立てます。また、調査や里山管理などに携わる人材の養成講座（入門・中級編など）を開催し、生物多様性の調査や保全を担う人材の育成を進めます。

市民



- ・自然環境評価書などを活用し、市内の生物多様性の現状を理解します。
- ・自然環境保全活動団体など、市民が参加できる環境保全活動に積極的に参加し、その体験を身近な人と共有します。
- ・人材育成講座に積極的に参加します。

事業者



- ・自然環境調査に積極的に協力します。
- ・環境保全団体などの活動に参加・支援します。
- ・生物多様性保全に関するイベント、事業などに協力します。

平塚市



- ・環境保全団体や国、県、研究機関などと連携して動植物の分布情報の収集を行い、分布情報に基づいた重要な環境の明確化や、保全手法の検討を行います。
- ・自然環境調査のデータなどを活用し、適切な場所は効果的に保全されるよう支援します。
- ・市内における動植物の分布状況を把握するために、市民団体などと連携し、自然環境調査を行います。また、併せて市内の生物多様性の保全などに関する位置情報の把握を検討します。
- ・人材育成講座を開講し、生物多様性に関する取組の後継者を育成し、将来に向けた継続的な活動を促します。市民団体と協力し、講座受講者が生物多様性保全活動に参加できるよう支援します。

★ 平塚市の目標設定

| 取り組み内容 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 自然環境調査の定期的な実施 | 年1回調査 まとめ | | 継続 | | |

| 取り組み内容 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|--------------|-----------------|----------------------|-------|-------|
| 人材育成の実施 | 講座開催 (入門) | 講座開催 (入門・中級) | 講座開催 調査への 参加支援 | 継続 | |

取り組み 8 生物多様性の情報収集・発信と活動の推進

生物多様性のリーフレットなどの作成、講演会の開催、ウェブサイトでの情報発信などにより、生物多様性の情報を発信します。また、生物多様性に関わる市民ボランティアやNPO、企業など各推進主体の連携を促進するため、意見交換や情報共有などの機会創出を進めます。それらの環境保全活動を広報等により支援します。

市民

- ・生物多様性に関する情報を収集します。
- ・自然観察会や環境学習講座などの体験・学習イベントに積極的に参加します。
- ・自然環境モニタリングなどの生物多様性に関する取組に積極的に参加します。
- ・清掃や緑化などの地域の環境ボランティア活動に積極的に参加します。
- ・地場産品を積極的に購入します。
- ・省エネや廃棄物の減量に取り組み、生物多様性に配慮して製造した製品、環境保全活動に取り組む企業の製品の購入に努めます。

事業者

- ・生物多様性に関する情報の収集やCSR(企業の社会的責任)活動などの情報を発信します。
- ・事業活動に生物多様性の保全や持続可能な利用の視点を取り入れます。
- ・多様な主体と交流を持ち、連携を行いながら生物多様性に関するイベントを実施します。
- ・環境保全団体などの支援や市が実施する事業などとの協力・連携に努めます。
- ・地場産品を積極的に取り扱います。
- ・省エネや廃棄物の減量に取り組み、生物多様性に配慮して製造した製品、環境保全活動に取り組む企業の製品の購入に努めます。

平塚市

- ・生物多様性に関する情報を収集し、環境保全活動やイベントの状況と併せて広報ひらつか、ホームページ、新聞、情報誌などを利用して発信します。
- ・保全活動が実施されている自然を利用した地域のイベントの開催や周知などについて協力します。
- ・環境保全団体の活動を支援します。
- ・市内に事業所をもつ事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発の機会を設け、事業者の環境保全活動を紹介し、市民の理解を進めるとともに、活動を推奨します。
- ・地域における生物多様性に関する取組を推進する市民・団体・事業者などの支援・活性化を図ります。
- ・河川や海など、広範囲な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣市町、事業者、団体、大学、関係機関などと積極的に情報交換をしながら協働体制を形成し、有効な取組を推進します。

CSRとして生物多様性に取り組む

市民団体「ひらつか生物多様性推進協議会」のメンバーでもある横浜ゴム株式会社平塚製造所では環境保護や自然環境の回復に独自に取り組んでいます。

2013年から実施している活動では、日々の生産活動で利用している地下水源と関連の深い、金目川水系の河川環境のモニタリング活動を従業員参加（のべ346名）で行いました。現在は視点を移し、金目川上流に位置する平塚の水源となる谷戸田で水源涵養と里山の原風景の復元を目的に、植生調査等の活動に取り組んでいます。

さらに、同社が取り組んでいる国内外の生産拠点へ130万本の植樹を行う一大プロジェクト「YOKOHAMA 千年の杜」活動では2007年に平塚製造所で約2.7万本の植樹を実施しました。植樹の成長が生態系に与える影響を知るために、野鳥観察会をスタート。これまでに工場敷地内で60種類の野鳥が観察されています。植樹3年目からは、森林を好むアカハラが見られるようになりました。また、センダイムシクイや水辺で見られるオオヨシキリが観察されており、野鳥が生息域を移動する途中で寄る中継地点として千年の杜が機能しているのではないかと考えられます。2017年には、平塚を含む湘南地域にはトンボが育つ止水域がないこともあり敷地内にトンボ池を設置しました。水辺と杜、そしてトンボを含めた、生きもののつながりを観察しています。

市内中心部に位置する同製造所は、生物多様性に配慮した活動を続けることで、生態系ネットワークの形成にも重要な役割を担っています。



敷地内のトンボ池で確認された、クロスジギンヤンマ(左)とショウジョウトンボ(右)

※CSRとは

企業の社会的責任を意味する言葉です。社会的責任とは、従業員や消費者、取引先などのあらゆる利害関係者をはじめ、社会貢献や環境への配慮など、幅広い内容に対して、適切な意思決定をすることです。

取り組み 9 環境学習機会の拡充

自然観察会などの参加型イベントなどを通じて、生物多様性の正しい知識の普及啓発や多様な主体が関わる環境教育、体験学習を進めます。

市民



- ・平塚市博物館などへ行ったり、環境学習会、自然観察会、自然教室など自然とふれあうイベントに積極的に参加し、その体験を身近な人と共有します。
- ・身近でわかりやすい手引きなどを参考に、生物多様性に配慮した取組を行います。
- ・自然の価値や役割に理解を深め、環境整備や清掃活動など生物多様性保全に向けた活動に積極的に協力します。

事業者



- ・事業所内において、生物多様性に関する理解を深めます。
- ・イベント等を開催する際、環境関連のブースを設置するなど、来場者が生物多様性について学ぶことができる機会を設けるように努めます。

平塚市



- ・小中学校などにおいて、年齢や学習段階に応じた生物多様性に関する環境教育の推進を支援します。
- ・環境学習会や自然観察会などの各種体験イベントを開催し、広くPRすることで、自然に関する体験学習の機会や、レクリエーションの機会を増やします。
- ・生物多様性シンポジウムなど環境に関するイベントを開催し、生物多様性について周知・啓発します。
- ・環境フェアなどのイベントや市民の学習会や研修会への講師の派遣、公民館事業における環境に関する講座の実施により、日常生活と生物多様性の関わりや保全の必要性、持続可能な利用について学べる機会を増やし、参加を促します。
- ・大学、研究機関などとの連携を推進し、自然環境保全の事例を増やします。

column

13

自然観察会が興味を広げるきっかけに

ひらつか生物多様性推進協議会では、生物多様性を考えるきっかけの一つとして、自然観察会を開催しています。

参加者、特に次世代を担う子ども達が身近な自然や生きものに興味を持てるよう、生き物の生活や環境とのかかわりについて解説します。観察会後も質問を受け付け、経験と知識を育みます。



生きものを傷つけない扱い方も学びます

